

**(仮称)ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務
公募型プロポーザル 実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務

(2) 業務目的

市立伊丹病院と近畿中央病院の経営統合に伴う、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下「当法人」という。）の老人ホームの移転に際し、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の主旨に沿うとともに、当法人が市内で社会福祉事業を運営していく上で必要な拠点として、老人ホームを中心とした複合施設の建設を行う基本設計及び実施設計の策定を目的とする。

(3) 業務内容

基本設計、実施設計、現況調査、関係団体との会議等への同席・資料作成・運営支援及び関係部署への説明資料作成、その他関係法令手続き等

（詳細は別紙「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務特記仕様書」のとおり）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

2 委託費用限度額

設計委託業務に係る費用の上限は、83,000,000円以内とする。

（消費税および地方消費税相当額を含む。なお、当該税率は10%とする。）

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 過去10年間（平成22～31年度(2010～2019年度)）に、次に掲げる同種または類似の業務を元請

けとして履行した実績を有する者であること。

①同種業務：木造の社会福祉施設等又は病院、診療所（延べ床面積 2,000 m²以上）に関する新築工事の設計業務

②類似業務：社会福祉施設等又は病院、診療所（延べ床面積 2,000 m²以上）に関する新築工事の設計業務

(7) 管理技術者は1名とし、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士であること。

(8) 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は自らの組織に所属していること。

(9) 主任担当技術者は分担業務分野（下表）ごとに1名であること。

ただし、総合主任担当技術者と構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者と機械設備主任担当技術者は兼務してよいものとする。

分担業務分野	業務内容
総合	平成31年国土交通省告示98号別添二第1項第一号第1類において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

4 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに設計委託業務実施に関する事項に限ることとし、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

(1) 提出期限：令和2年5月15日（金）午後5時00分まで（必着）

※締切以降、質問は受け付けません。

(2) 提出先：社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課

(地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F)

(3) 提出方法：質問書（様式9）により、持参、郵送又は電子メールによる。

(必ず到着の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。)

(4) 回答方法：令和2年5月20日（水）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、当法人のホームページ上に掲載します。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期限：令和2年5月25日（月）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出先：社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課

(地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F)

(3) 提出方法 : 持参又は郵送で提出

(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
①参加表明書	様式1	1部	10部
②会社概要	様式2	1部	10部
③管理技術者調書	様式3	1部	10部
④各主任担当技術者調書	様式4	1部	10部
⑤協力業者調書	様式5	1部	10部

※ 各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

6 参加資格の確認および企画提案書の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、別表審査基準表「参加表明書（書類審査）」に基づき書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者（上位3者程度）を選定します。

選定された者にあつては、その旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

① 通知日 : 令和2年5月29日（金）

② 通知方法 : 参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて
(郵送の場合は到着が通知日の数日後になります)

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

① 提出期限 : 令和2年6月5日（金）午後5時00分まで（必着）

② 提出先 : 社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課
(地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F)

③ 提出方法 : 持参又は郵送
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください)

④ 様式 : 任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 : 令和2年6月8日（月）午後5時00分まで（必着）

※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

提案書と一緒にプロジェクター用のデータがあれば提出してください。

- (2) 提出先 : 社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課
(地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F)
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送で提出
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
⑥業務実施方針及び手法	様式6	1部	10部
⑦企画提案書の提出について(鑑)	様式7	1部	10部
⑧企画提案書	任意様式	1部	10部
⑨業務工程表	任意様式	1部	10部
⑩価格見積書	様式8	1部	10部

(5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ1 施設の 安全性	<p>【地域の福祉拠点としての施設設計】</p> <p>地震や台風等の大規模な災害が発生しても業務の継続が可能な耐久性を備えることはもちろん、災害発生時には地域の福祉避難所になる可能性もあることから、防災・減災機能の高い施設又は設備等に係る設計について提案すること。</p> <p>併せてイニシャルコスト及びライフサイクルコストの低減を図ることで、安全性の確保と費用の低減を両立した設計に努める提案とすること。</p>
テーマ2 施設の 居住性	<p>【利用者の生活空間と地域の交流拠点を融合した施設設計】</p> <p>この新たな複合施設においては、地域共生社会の観点から当施設を利用される方の地域への参加・在宅復帰を目指すとともに、地域交流の拠点となることを計画している。当施設を利用される方の活動が活発に行われるような施設の間取りや空間設計とともに、地域住民と積極的に交流することを可能にする地域交流スペースの設置や駐車場スペースの活用について提案を行うこと。</p>
テーマ3 施設の 機能性	<p>【地域の拠り所としての社会福祉拠点となる複合施設整備について】</p> <p>当施設で働く職員が法人の理念である「自己実現型介護(支援)」(※)を共有し、ICTを活用した質の高いサービスを提供するため、Wi-Fi環境の充実はもとより、研修や事例検討会など職員が自由に利用でき、自己啓発を促す研修ルームや、業務の合間にリフレッシュできる休憩スペースなど、職員にとって働きやすい空間を提案すること。</p> <p>※介護保険制度の理念である自立支援をテーマに当法人が独自に掲げる理念・考え方</p>
共通	<p>【ICTの活用や環境に配慮することで安全性・居住性・機能性の向上】</p> <p>上記のテーマ1～3について、ICTの活用や環境に配慮することで安全性、居住性及び機能性をそれぞれ向上させるために、設計段階での工夫があれば提案すること。</p>

- (6) 作成時の留意事項 : 別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

8 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

別表の企画提案書等の評価項目および審査基準に基づき、「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事設計委託業務プロポーザル審査会」(以下「プロポーザル審査会」という。)において、審査および評価を行います。最終評価点は「参加表明書(書類審査)」および「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

(2) ヒアリング審査

参加表明書を提出し、企画提案書の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書を提出した提案者を対象に、プロポーザル審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。

項目	内容
① 実施予定日	令和2年6月15日(月)午後を予定
② 実施場所	地域福祉総合センターいたみいききプラザ3F(伊丹市広畑3丁目1番地)を予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・1者につき30分(説明15分以内、質疑15分程度)を予定。・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替えおよび追加資料の提出は不可とします。なお、パワーポイント等による説明は可能とし、その場合のプロジェクター及びスクリーン、PC等は当法人で用意します。・出席者は3名以内とし、配置予定管理技術者が出席することとします。・ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。

(3) 受託候補者の特定

企画提案書の提出のあった提案者に対して、ヒアリング審査後、審査結果を通知します。

受託候補者に対しては、「特定結果通知書」によりその旨を通知し、受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定結果通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格要件に係ることが無く評価点が50点以上の場合、受託候補者に特定されます。特定結果通知書については、次の通り書面により通知します。

- ① 通知日 : 令和2年6月19日(金)
- ② 通知方法 : 参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて
(郵送の場合は到着が通知日の数日後になります)

(4) 非特定理由の説明請求

非特定結果通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 令和2年 6月 26日 (金) 午後5時00分まで (必着)
- ② 提出先 : 社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課
(地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F)
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
- ④ 様式 : 任意様式 (住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

(5) 契約締結交渉

プロポーザル審査会において、受託候補者に特定された提案者と当法人は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行います。

(6) 結果の公表

プロポーザル審査会における審査および評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に当法人のホームページにおいて公表するものとします。

9 日程

実施内容	実施期間
公示	令和2年 5月 1日 (金)
質問受付期間	令和2年 5月 1日 (金) ~ 5月 15日 (金)
質問回答日	令和2年 5月 20日 (水)
参加表明書等受付期間	令和2年 5月 1日 (金) ~ 5月 25日 (月)
書類審査結果通知 (企画提案書の提出要請およびヒアリング日時の通知)	令和2年 5月 29日 (金)
企画提案書等受付期間	令和2年 6月 1日 (月) ~ 6月 8日 (月)
ヒアリング実施予定日	令和2年 6月 15日 (月)
特定結果通知予定日	令和2年 6月 19日 (金)
契約締結	令和2年 6月 下旬

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格 (見積額) が、前記2に示した価格 (委託費用限度額) を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき

- (6) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき
 - ①「プロポーザル審査会」の委員や事務局となる当法人の役員、職員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
 - ②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) ヒアリング審査を行い、50点を下回ったとき
- (10) その他企画提案書等作成要領に基づき、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき

11 契約について

契約内容および仕様については、受託候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに当法人と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。
なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

12 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は、当法人が認めるものを除き失格事項となります。また、持参以外の方法による提出の場合は、書類の不達および遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、当法人はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの当法人の了解を得なければなりません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は失格事項になるとともに、今後の当法人が行うプロポーザルへの参加停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類はいかなる理由であっても返還しません。
- (5) 提出された書類の著作権は提案者に帰属し、提案者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続きおよびこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存等を行います。
- (6) 書類の作成、提出およびその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。
- (8) 本提案にかかる提出書類は、他者より公開請求があった場合、原則として当法人の判断により公開します。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、各書類提出時に文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- (9) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとします。

13 書類提出および問い合わせ先

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 法人事務局 総務課

〒664-8503 兵庫県伊丹市広畑3丁目1番地（地域福祉総合センターいたみいきいきプラザ3F）

電話番号 072-784-9987

ファクス 072-784-9937

電子メール jig117@jigyoudan-itami-hyogo.jp

別表 審査基準表

【参加表明書（書類審査）】

評価項目	審査基準	配点	書類
資格	各担当分野の技術者資格	10	様式3 様式4
技術力	管理技術者の同種・類似業務の実績、件数（上限5件）	20	様式3 様式4
	主たる担当技術者の同種・類似業務の実績、件数（上限5件）		
計		30	

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査基準	配点	書類
実施方針	業務の理解度、取り組み意欲、工程の効率性・実現性、実施体制の適確性	18	様式6 工程表
評価テーマ	提案内容の適確性、独創性、実現性	42	提案書
見積価格	$\text{価格評価点} = 10 \text{ 点} \times \{1 - (\text{見積価格} - \text{最低価格} \times) \div (\text{上限価格} - \text{最低価格})\}$ ※最低価格は参加事業者中の最低見積価格	10	様式8
計		70	